

# **狹山市子どもの学習・生活支援事業業務委託**

## **公募プロポーザル審査基準**

### **1 審査方法**

審査は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）によるプレゼンテーション、提案書及び見積書を基に、提案内容の優劣を審査することにより、業務委託候補者を選定する。

### **2 審査基準**

- (1) 評価は、「狹山市子どもの学習・生活支援事業事業者選定審査委員会実施要領」に基づく、審査委員審査による評価点を基に行う。
- (2) 審査委員審査による評価点は、審査委員1人当たり60点満点、合計300点満点とする。
- (3) 「狹山市子どもの学習・生活支援事業業務委託公募プロポーザル実施要領」の2の(4)に定める委託料上限額を上回った見積書を提出した参加者は、失格とし、プレゼンテーションに参加できない。
- (4) 審査委員会は、原則として、当審査基準2の(2)の評価点の最も高い提案をする事業者を最優秀企画提案事業者とする。ただし、審査の結果、評価点が300点満点中180点に満たない場合には選定対象としない。
- また、評価点の最も高い提案をする事業者が複数ある場合などは、審査委員会で協議の上、最優秀企画提案事業者を選定する。
- (5) 狹山市は、審査委員会の選定を基に、総合的に判断して当該事業の業務委託候補者を選定する。

#### **審査委員審査に係る評価項目及び評価の視点**

評価項目（配点）	評価の視点
1 業務の実施方針 ・実施計画 (20点)	<ul style="list-style-type: none"><li>事業目的の理解度</li><li>目標達成に向けた実施方針の的確性</li><li>提案の適格性や妥当性</li><li>業務を充実させる支援の独自性</li></ul>
2 業務の実施体制 ・実施手法 (30点)	<ul style="list-style-type: none"><li>教室の運営手法</li><li>非常時に応じた体制の整備と苦情処理等への対応手法</li><li>訪問支援・生活支援に関する手法</li><li>ボランティアの確保と育成、健康支援・子ども食堂等との連携における体制</li><li>学習支援の自治体に対する提案能力</li><li>事業の成果測定の手法</li></ul>

3 提案金額 ( 1 0 点)	・提案金額に応じて加点
--------------------	-------------

### 3 プレゼンテーションの実施方法

#### (1) 1 事業者当たりの時間

30 分とする。 (説明 20 分、質疑 10 分)

#### (2) プレゼンテーションの方法

ア プレゼンテーションに参加できる人数は、1 事業者当たり 3 人以内とし、うち 1 名は現場に関わる者とする。

イ プレゼンテーションは、提案書に基づき行うものとし、パソコンやスクリーン等の持込機器の使用は不可とする。